

一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）に係る土地収用及び使用事件（平成29年度第1号及び同第1号の2事件）及び一般国道138号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事に係る土地収用事件（平成29年度第2号及び同第2号の2並びに平成29年度第3号及び同第3号の2事件）について、次のとおり審理を開始する。

平成30年1月4日

静岡県収用委員会

1 期 日

平成30年2月26日（月）午後2時から午後4時30分まで

（終了時刻は、審理の状況により繰上げ又は繰下げすることがある。）

2 場 所

三島商工会議所会館 4階 大会議室（三島市一番町2番29号）